

がん原性指針対象物質の選定

労働安全衛生法第28条第3項第2号の規定に基づく指針 (がん原性指針) 対象物質の選定の考え方	平成25年度指針 改正 (H25.10.1)	平成26年度指針改正 (H26.10.31)	平成27年度指針改正 (案)	
			対象物質	備考
安衛法第28条第3項第2号の規定に基づく指針(がん原性指針)の対象物質は、同号において「がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの」と規定されている。 これを踏まえ、原則として次のいずれかに該当する物質をがん原性指針の対象とすることとしている。				
(1) 国が実施した発がん性試験(短・中期発がん性試験を含む。)により動物への発がん性が認められると専門家により評価された物質 ただし、発がん性が認められた場合であっても、当該物質に変異原性がなく、かつ試験の高用量のみで腫瘍発生増加が認められた場合には、労働環境中の濃度を考慮して、がん原性指針の可否を判断する。	N,N-ジメチルアセトアミド(指針に追加)		次の3物質を指針に追加 ●複層カーボンナノチューブ(MWNT-7) ●4-tert-ブチルカテコール ●メタクリル酸=2,3-エポキシプロピル	MWNT-7には名称変更後のものも含む
(2) IARCの発がん性分類の1~2Bに該当する物質、又は他の国際機関等による発がん性分類又はその他の発がん性に関する知見によりそれに相当すると専門家が判断した物質		DDVP、旧有機溶剤4物質※(特化則で規制された業務(※2)以外の業務について指針に追加)	エチルベンゼン(特化則で規制されている塗装業務以外の業務について指針に追加)	ガソリンスタンドにおける取り扱い業務はリスク評価時に低リスクを確認しており、除外
また、一旦、がん原性指針の対象とされた物質又は業務であっても、リスク評価の結果、特定化学物質障害予防規則(特化則)等により発がん予防の観点での規制がなされた場合には、指針の対象から除外することとしている。	1,2-ジクロロプロパン(指針で指導していたが、特化則で規制された洗浄・払拭の業務に係る部分を指針から除外)	旧有機溶剤6物質※(指針で指導していたが、特化則で規制された有機溶剤業務に係る部分を指針から除外)		

※旧有機溶剤4物質：スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

旧有機溶剤6物質：クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン

※2 特化則で規制された業務：DDVPは成形、加工又は包装業務、旧有機溶剤は有機溶剤業務